

農業用ため池を所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まります

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月1日施行)

農業用ため池とは

農業用に利用され堤体および取水設備があり、
堤体の高さが15mまでの施設

法律の概要

- ◆ 所有者又は管理者による県への届け出の義務付け
- ◆ 県による農業用ため池のデータベースの整備・公表
- ◆ 所有者又は管理者による適正管理の努力義務
- ◆ 適正な管理が行われていない場合の県の勧告

農業用ため池の届け出に関するQ & A

- Q:届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池
(※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要)
- Q:今ある農業用ため池の
届出は？ ⇒ これまでに設置された施設については、法律の施行日
から6か月以内(令和元年12月31日まで)に届出が必要
- Q:他に届け出の必要はあるの？ ⇒ 施行日(令和元年7月1日)以後、農業用ため池を設置や廃止す
る時又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出が必要
- Q:届出をすべき人は？ ⇒ 農業用ため池の所有者
(※法律の施行日前に設置された施設については、所有者
又は管理者のいずれか)
- Q:届け出の記載事項 ⇒ 施設の名称、住所、所有者、管理者の氏名、住所等
施設の堤高並びに貯水量など

このパンフレットの内容に関するお問い合わせ先

■福井県農林水産部 農村振興課 農地保全活用室 農地保全G 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 TEL:0776-20-0456

■福井県福井農林総合事務所 農村整備部 計画管理課
〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 TEL:0776-21-8216

■福井県丹南農林総合事務所 農村整備部 計画管理課
〒915-0882 越前市上太田町41-5 TEL:0778-23-4963

■福井県坂井農林総合事務所 農村整備部 計画管理課
〒913-8511 坂井市三国町水居17-45 TEL:0776-82-8481

■福井県嶺南振興局 二州農林部 農村整備課 計画管理グループ
〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42 TEL:0770-22-0185

■福井県奥越農林総合事務所 農村整備部 計画管理課
〒912-0016 大野市友江11-10 TEL:0779-65-1288

■福井県嶺南振興局 農村整備部 計画管理課
〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101 TEL:0770-56-2219

防災上重要な農業用ため池を 県が指定する制度になりました

決壊による水害その他の水害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、県が「特定農業用ため池」に指定します。

指定基準

- 1 ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- 2 ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- 3 ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- 4 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

注：「防災重点ため池」のうち行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定

Q 特定農業用ため池に指定されると？

① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図る

- ✓ 市町村は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要

- ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、都道府県の許可が必要になります。
- ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

③ 防災工事計画の届出が必要

- ✓ 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに都道府県に計画を届け出る必要があります。
- ✓ 必要な防災工事が実施されない場合、都道府県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。

④ 市町村による施設管理が可能

- ✓ 所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、都道府県の裁定を受けて、市町村が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

⑤ 緊急連絡体制や災害時の点検

- ✓ 大雨や地震等の災害時に備え、緊急連絡体制を確立するため、管理者、市町、県、消防、警察等の連絡網を整備する必要があります。
- ✓ 震度5弱以上の地震が発生した場合や大雨特別警報が発表された場合には、所有者等が緊急点検し、報告する必要があります。